

「山形県立山辺高等学校いじめ防止基本方針」

1 はじめに

本校は、「かけがえのない人の生命を育む学科の特性を生かし、心身ともにたくましく心優しい思いやりのある生徒を育成する」ことを教育目標に掲げています。人の生命に係わる三学科で学ぶ本校生にとって、いじめは絶対に許される行為ではありません。

いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的としておこなわなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。その際、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないよう努めることも必要である。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、好意で行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も法が定義するいじめに該当するが、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応する場合もある。

なお、インターネット上で悪口を書かれていても、当該生徒がそのことを知らずにいて、心身の苦痛を感じる等に至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対しては、指導を加えるなど、適切な対応が必要である。

〈いじめの態様〉

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンやスマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめ防止のための取組み

(1) 教職員の指導について

- ① いじめについて、教職員全員が共通理解を図る。

- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成する。
- ③ 生徒・保護者と、いじめについての認識を共有する。
- ④ 生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ⑤ 学級や学年、部活動等の人間関係を把握して、一人一人自分の居場所や仲間との絆を感じ取ることができるような教育活動を推進する。
- ⑥ 発達障がいを含む、障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒、被災児童生徒等、特別な配慮を要する生徒について、保護者と連携しながら、それぞれの生徒に対する理解を深め、適切な支援を講ずる

(2) 生徒が身に付けるべき資質

- ① 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操。
- ② 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度。
- ③ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力。
- ④ ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけず、スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力。
- ⑤ 自己有用感、自己肯定感。

(3) 具体的取組み

- ① 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業を展開する。
- ② 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・ボランティア活動や社会貢献活動などを推進する。
- ③ 学級や学年、部活動等での居場所づくりや仲間との絆づくりを推進する。
- ④ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを推進する。
- ⑤ 一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会や困難な状況を乗り越えるような体験の機会を提供する。

4 「いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 構成員

対策委員会：校長、教頭、教務課主任、生徒課主任、学年主任、学級担任
 学科主任、養護教諭、部活動担当顧問、学校評議員
 P T A健全育成委員会委員長、スクールカウンセラー
 対応委員会：（校長）、教頭、生徒課主任、当該学年団、当該部活動顧問
 養護教諭、生徒課職員

① 会議の開催

いじめ防止等に関する取組の評価・点検のための会議は、年1回開催する。また、発見したいじめへの対応に関する会議は、その都度開催する。学校評議員、P T A健全育成委員会委員長について、他の会議において、いじめ問題を含む生徒指導の取組の評価・点検がある場合には、参集しないことがある。なお、スクールカウンセラーについては、教育相談等の必要性が高いと判断される場合、参集する。

- ② 生徒による主体的な取組み
 - ・いじめの防止等に資する生徒会活動
 - ・いじめ相談箱の設置

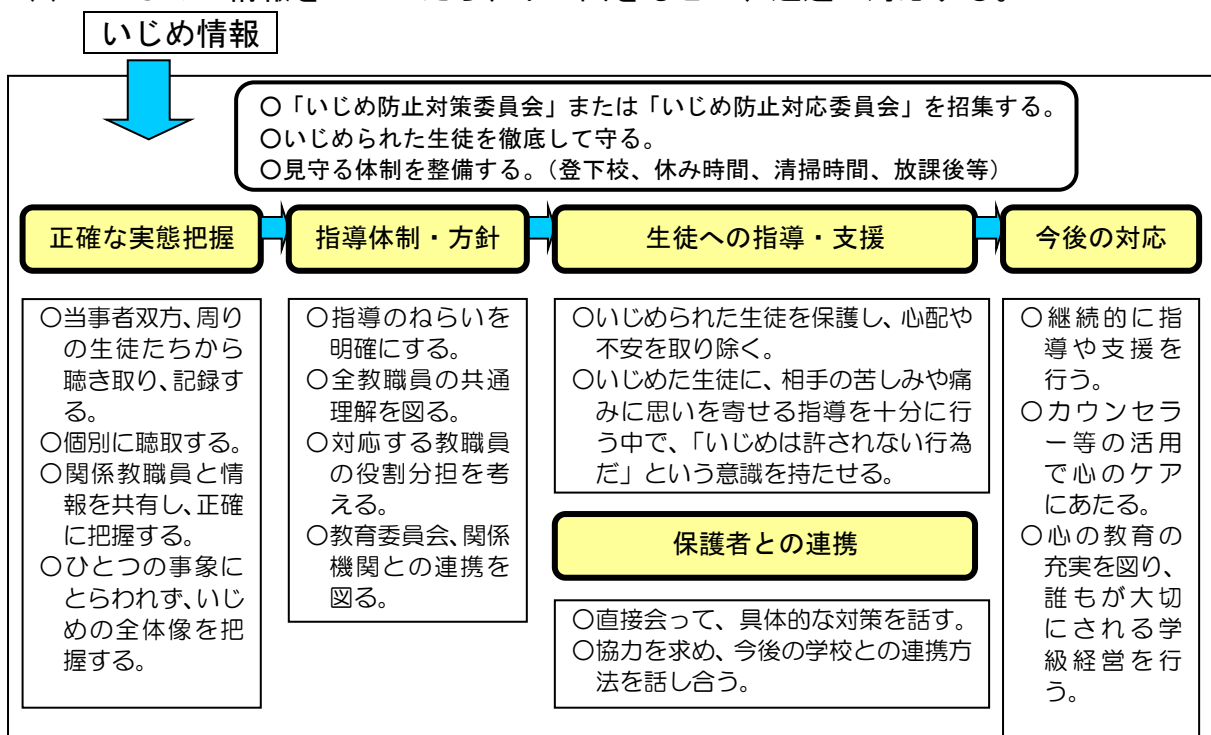
5 早期発見のための取り組み

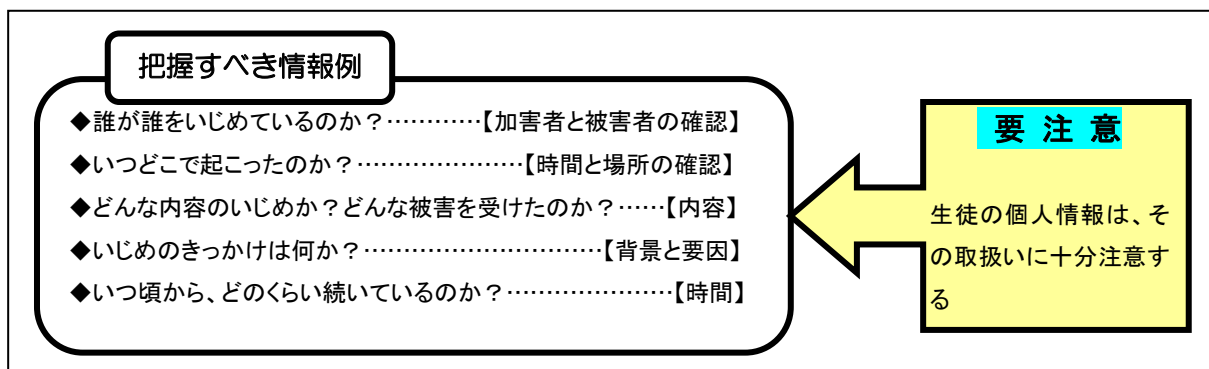
(1) 教職員は「いじめ」を見逃さず、気づく努力と工夫を重ねる。

- ① いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識する。
- ② いじめられている生徒は、いじめた生徒との人間関係により、いじめられていることを否定することもあるため、加害生徒とのこれまでの人間関係を洗い出し、被害生徒の心情に寄り添って傾聴していく。
- ③ 生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さず、教職員相互が情報を共有し、いじめを積極的に認知するよう努める。
- ④ 生徒がいじめについて相談しやすい環境をつくるため、年2回以上、「学校生活アンケート」を実施する。
- ⑤ 二者面談の機会を充実させ、生徒がいじめられていることを告白しやすい環境づくりに努める。
- ⑥ 生徒用のいじめ発見調査アンケートと同時期に、「いじめに関する保護者アンケート」を実施する。アンケートに記載されたことについて、保護者との連絡を密にしながら、内容を確認し、当該生徒が不安なく登校できるよう、必要な措置を講ずる。
- ⑦ 日頃から、学校の相談窓口を周知し、一人で悩まず相談していくことの大切さを訴える。
- ⑧ 学校と家庭が連携・協働するよう促す。

6 いじめに対する対応

(1) いじめの情報をつかんだら、下の図をもとに、迅速に対応する。





(2) いじめを傍観し、観衆のように同調していた生徒に対しても指導を加える。

(3) いじめの解消

いじめの解消について、少なくとも次の2つの要件が満たされている状況とする。また、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

2つの要件

I 「いじめに係る行為が止んで、3ヶ月以上経過していること」

II 「いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

2つの要件が満たされているかについては、いじめられた生徒及び必要に応じてその保護者に対して、面談等により確認する。なお、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、県教育委員会又はいじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめの被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

また、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該のいじめられた生徒及びいじめた生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

7 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめ

携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版などに、特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

インターネット上のいじめには、次のような特徴がある。

- ① 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ② インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるなど生徒が行動に移しやすく、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難になるととも

に、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

- ④ 保護者や教師などの身近な大人が、生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しく、外部からは見えにくい。また、生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、実態を把握することが難しい。
- ⑤ 一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど深刻な影響を及ぼすものである。
- ⑥ インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。

このようなインターネット上のいじめについても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを生徒に理解させ、インターネット上のいじめの特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく。

また、書き込んだ文字や掲載した写真等は、インターネット上に残ったり、他の媒体を通して広がったりするため、簡単には消去できない、取り返しがつかない事態となってしまうことを理解させる。

(2) インターネット上のいじめの未然防止

① 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

情報モラル教育を行う際は、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重するという基本認識のもと、「相手への影響を考えて行動する」「自他の個人情報、第三者にもらさない」ことを中心に取り扱っていく。また、情報モラル教育については学校全体で取り組む。

② 家庭との連携

P T A総会、学年P T A集会や三者面談等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や生徒のインターネット利用状況等について家庭・地域に情報提供を行い、学校と連携して「インターネット上のいじめ」の未然防止と、早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。

各家庭においても、生徒のインターネット利用状況を把握し、「インターネット上のいじめ」やインターネットの利用について話題にするなど、日頃から子どもと話し合う機会を設けるようはたらきかける。また、スマートフォン等について、学習の妨げになるという観点から、使用を制限していくこと等についても啓発する。

(3) 早期発見への取組

「インターネット上のいじめ」も、現実の人間関係が強く反映されている場合が多い。従って、現実での人間関係をしっかり把握し、いじめられた生徒が見せる小さな変化やサインを見逃さず、被害生徒の心に寄り添いながら傾聴し、きめ細かな支援を行う。

(4) 早期対応への取組

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削

除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて「ネット被害防止スクールガード事業」業務委託業者の協力を求める。

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに当該所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

(5) 情報モラル教育の具体的内容

- ① 掲示板やメール等を用いて誹謗・中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ② 掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。特に、書き込み等が悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ③ 掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながること。

(6) 掲示板等に書き込みがあった場合の具体的対応

- ① 書き込み内容や掲載内容の確認
 - ア 書き込みや掲載のあった掲示板のURLや不適切なメール等を控えるとともに、書き込みや掲載内容をプリントアウトして、内容を保存する。
 - イ 掲示板等の中には、パソコンから見るできないものもある。その場合は、携帯電話等から掲示板等にアクセスする。また、携帯電話等での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影し内容を保存する。
- ② 掲示板等の管理者に削除依頼
 - ア 掲示板等のトップページを表示し「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところに、削除依頼のメールを送信する。なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認する。
 - イ 削除依頼を行う場合は、個人のメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行う。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者に、個人情報を悪用されることなどがないように注意する。
- ③ 掲示板等のプロバイダに削除依頼
 - ア 掲示板等の管理者に依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。
- ④ 警察や山形地方法務局への相談

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

① いじめにより、当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時

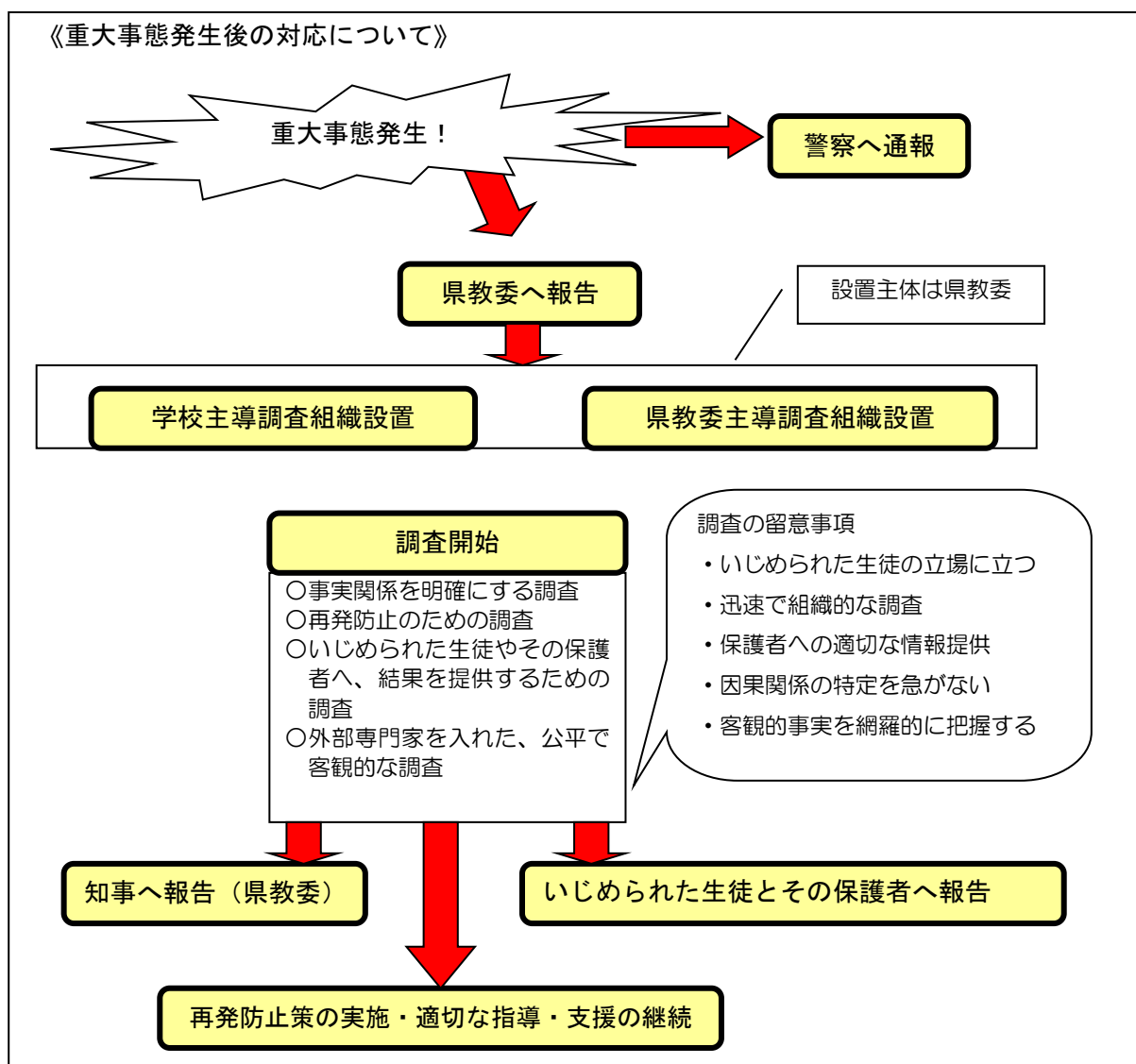
「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると想定されるケース

- 生徒が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめにより、当該生徒が「相当の期間」（年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合にはこの限りではない）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時

③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態が起こった場合、下の図をもとに、迅速に対応する。



参考：「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」
(平成 26 年 7 月文部科学省児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。この調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成 23 年 3 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意の上で行う。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。
- 関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

9 点検・評価と不断の見直し

- (1) いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、問題を隠さず、その実態を把握し対応したか PDCA サイクルで検証し、改善に取り組む。